令和６年２月２６日　　開　会

令和６年２月２６日　　閉　会

第９回　　総　会　議　事　録

十　日　町　市　農　業　委　員　会

第９回十日町市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和６年２月２６日（月）午後２時０１分から午後２時４４分
２．開催場所　十日町市役所　保健センター　３階　集団指導室

３．出席委員
①農業委員　２０名
会　　長　８番　村山　隆義
会長職務代理　７番　古髙　悟

１番　南雲　正隆	９番　田村　実義	16 番　児玉　芳洋	22番　福嶋　恭子
	10 番　村山　浩一	17 番　樋口　正州	
３番　樋口　則雄		18 番　北村　公太郎	24番　吉楽　広志
４番　富井　公一	13 番　佐野　幸男	19 番　菅井　太一	
５番　岩田　稔	14 番　髙橋　松雄	20 番　若井　君男	
６番　長谷川　東	15 番　佐藤　三代治	21 番　根津　徳男	

欠席委員　２番　村越　益男、12番　髙橋　清一、23番　村山　太郎

②推進委員（招集委員　16名）

	10番　小林　勉		
３番　阿部　隆		20番　内山　浩樹	26番　鈴木　幸榮
			31番　相澤　成一
９番　綱　大介	15番　小海　輝忠	24番　樋口　勝也	33番　江口　隆雄

欠席委員　１番　庭野　誠一、５番　中島　正、11番　小海　雅秀、12番　上村　晴彦、
18番　髙橋　勝則、21番　髙橋　勝久、25番　山本　久

４．議事日程
日程第１　議事録署名委員選出

日程第２　農地法等の規定に基づく報告について
報告第１号　農地法第18条６項の規定による通知について（14件）
報告第２号　農地転用事実確認願いについて（5件）
報告第３号　農地法の適用を受けない事実確認願いについて（1件）

日程第３　農地法の規定による許可申請処理について
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（6件）
議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について（6件）

日程第４　十日町市農用地利用集積計画について
議案第３号　十日町市農用地利用集積計画について
・新規（31件）
・農地利用集積計画一括方式（3件）
・再設定（75件）

その他

５．農業委員会事務局職員

本局	局長	富井　悟		中里事務所	主査	上村　知誉	
本局	農地係長	柳　秀人		松代事務所	主事	柳　裕子	
本局	主任	田村　聡子		松之山事務所	主査	高橋　松由	
川西事務所	主任	佐藤芽久実					

６．会議の内容
別紙の通り

６．会議の内容

村山議長　それでは、これより第９回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、２番委員、12番委員、23番委員から欠席届が出されておりますので、23名中３名の欠席でございますので、在任委員の過半数が出席しております。したがいまして、第９回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第１の議事録署名委員の選出でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、それでは指名させていただきます。第９回総会議事録署名委員は、17番委員と18番委員の両名の方からお願いいたします。あわせて、記録は事務局に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、日程第２、農地法等の規定に基づく報告についてでございます。報告事項は１号から３号までございますが、全て報告が終わりました後にご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局より報告をお願いします。

【報告第１号～第３号説明】

村山議長　ただいま事務局より報告第１号から第３号までございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では次に進めさせていただきます。

続きまして、日程第３、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」６件の申請が出ておりますので、この内容につきましてご審議をお願いいたします。

では、事務局、説明願います。

事務局　議案書７ページの議案第１号をご覧ください。今月の農地法第３条の規定による許可申請は６件でございます。いずれの案件も農地法第３条第２項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

【議案第１号、１５番朗読】

村山議長　では、15番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

４番　　この場所は田沢本村のスイカ畑です。譲受人の自宅のすぐ裏になります。両者に確認したところ、記載内容に間違いありませんでしたので、よろしくお願いします。

村山議長　15番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では16番、説明願います。

【議案第１号、１６番朗読】

村山議長　では、16番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

４番　　譲受人が耕作していたところを譲り受けるという案件です。両者に確認しました。記載内容に間違いありませんでしたので、よろしくお願いします。

村山議長　16番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では17番、説明願います。

【議案第１号、１７番朗読】

村山議長　では、17番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１番　　議案書のとおりですが、祖父から孫への経営移譲のやりなおしということでありました。記載のとおりです。よろしくお願いします。

村山議長　17番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では18番、説明願います。

【議案第１号、１８番朗読】

村山議長　では、18番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１４番　　譲受人からは２月20日に私の自宅に連絡をいただきました。譲渡人には、２月21日に自宅を訪問して、確認を取ってまいりました。間違いございませんので、よろしくお願いします。

村山議長　18番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では19番、説明願います。

【議案第１号、１９番朗読】

村山議長　では、19番の案件につきまして、８番の私が担当ですので、説明させていただきます。

これは集落的に言いますと、大池という集落でございます。譲渡人が以前住んでいた集落内の農地を全て譲受人に譲り渡し、耕作、管理していただくということだそうでございます。以上です。

19番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では20番、説明願います。

【議案第１号、２０番朗読】

村山議長　20番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２０番　　21日の夜、両者に電話をして確認しました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　20番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では改めてお諮りいたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」６件の審議が終わりましたが、この６件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」６件の申請が出ておりますので、この内容についてご審議をお願いいたします。

では、事務局、説明願います。

事務局　　９ページの議案第２号をご覧ください。今月の農地法第５条の規定による許可申請は６件でございます。

【議案第２号、１番朗読後、説明】

村山議長　では、１番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

５番　　２月21日に事務局職員と現地にて問題ないことを確認しました。２月23日に両者に電話で確認を取っておりますので、よろしくお願いします。

村山議長　１番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、２番、説明願います。

【議案第２号、２番朗読後、説明】

村山議長　では、２番の案件は私の担当ですので、説明します。

これは西本町の区画整理区域内でございまして、譲受人の自宅裏の農地になっております。そのほかは記載のとおりです。以上です。

２番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では３番、説明願います。

【議案第２号、３番朗読後、説明】

村山議長　この３番の案件も私の担当でございますので、説明しますが、これは２番の案件と続いていた農地でございます。ここは地上権設定等いろいろな関係で筆数が分かれておりますが、これも新たな譲受人が住宅のはす向かいになりますので、このような露天駐車場ということで譲り受けたいということのようでございます。以上です。

３番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では４番、説明願います。

【議案第２号、４番朗読後、説明】

村山議長　では、４番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

９番　　２月20日に事務局と現地の確認をしました。同日に譲渡人、譲受人、これは親子の関係になりますが、家を訪問して確認しました。申請理由については記載のとおりで間違いないということでしたので、よろしくお願いします。

村山議長　４番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では５番、説明願います。

【議案第２号、５番朗読後、説明】

村山議長　この５番の案件も私が担当させていただきましたので、説明します。場所は下条の〇〇〇〇の脇を西に入っていって50メーター強でしょうか、右側の農地

のところを転用したいということだそうでございます。そのほかにつきましては、記載のとおりでございます。以上です。

５番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では６番、説明願います。

【議案第２号、６番朗読後、説明】

村山議長　では、６番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２０番　16日の日に担当者と現地を調査いたしました。そして、22日に両者に電話で確認しました。始末書も添付されているということでよろしくお願いします。

なお、転用は譲渡人の親が行ったそうです。よろしくお願いします。

村山議長　６番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」６件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この６件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第４、議案第３号、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による「十日町市農用地利用集積計画について」でございます。この利用集積計画については、新規設定31件と一括方式による設定３件及び再設定75件、計109件についてご審議をお願いいたしたいと思います。

なお、この議案につきましては、事務局による議案書の読み上げは行わず、順番に担当委員の確認報告をお願いし、最後に一括してご意見、ご質問を頂戴するという方向で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、概要につきまして、事務局、説明願います。

事務局　11ページの議案第３号をご覧ください。今月の農用地利用集積計画についての案件は新規の利用権設定が31件、新潟県農林公社との一括方式による新規案件が３件、再設定が75件でございます。今月の案件109件全てが農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

説明は、新規案件についてのみ行います。新規案件について、会長が推進委員を指名しますので、担当地区案件を一括で報告願います。指名を受けた推進委員は、ページ番号と受付番号を読み上げてから説明をお願いいたします。

村山議長　では、１番推進委員の担当なんですが、今日は欠席ということで私が代理で報告させていただきます。16ページの57番でございます。これは私も相談に乗らせていただいて、以前耕作なされていた方が高齢で、耕作者を探してほしいということで今回の申請になりました。

以上、記載のとおり間違いございませんでしたので、報告いたします。

次に、３番推進委員、お願いします。

（推）３番　私のほうからは11ページの受付番号38番及び39番について報告させていただきます。

この２件とも耕作地は八箇の浅之平集落でございます。38番の譲渡人並びに39番の譲渡人は、お二人とも高齢で、最近ご自分では耕作せず、ほかの方からやっていただいていたわけですが、その方が継続できなくなったということで今回の申出になります。譲受人につきましては、経営規模を拡大したいという希望でございまして、双方がそういうことで合意したということで、三名様とも私は面識のある方でございますので、２月20日に電話にてそれぞれ内容等を確認させていただきました。特に問題はございませんでした。以上です。

村山議長　次に、５番推進委員の担当ですが、欠席でございますので、５番農業委員お願いします。

５番　　18ページ、受付番号65番をお願いします。５番推進委員のほうから、問題ないことを確認したというふうに連絡を受けております。よろしくお願いします。

村山議長　次に、９番推進委員、お願いいたします。

（推）９番　17ページ、18ページになります。受付番号62番、63番、64番、ともに電話で確認いたしました。内容は間違いございません。お願いします。

村山議長　次に、10番推進委員、お願いいたします。

（推）１０番　14ページの49番でございます。双方の家に行って確認したところ、これで間違いないということで報告させていただきます。

村山議長　次に、11番推進委員なんですが、欠席なんで、13番農業委員、お願いいたします。

１３番　　11番推進委員が急遽欠席ということで、私のほうで代わってご報告します。

ページは11ページで、受付番号37番、両者に確認したところ、間違いないそうですので、よろしくお願いします。

それと、15ページの53番です。これも両者に確認したところ、間違いないそうですので、よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、12番推進委員も欠席でございますので、13番農業委員から確認報告いただきたいと思います。

１３番　　12番推進委員も今日欠席のため、私が代わってご報告します。

13ページの47番、これも記載のとおり間違いないことを確認したということですので、よろしくお願いをします。

村山議長　次に、15番推進委員、お願いいたします。

（推）１５番　14ページの受付番号48番、両者に電話して確認しました。記載どおり間違いないとのことですので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、20番推進委員、お願いいたします。

（推）２０番　11ページ、36番、17ページ、60番、この２点です。法人と個人の契約になります。個人お二方、それから法人に確認を取り、記載のとおり間違いございませんでした。よろしくお願いします。

村山議長　次に、21番推進委員も欠席でございますので、18番農業委員、お願いいたします。

１８番　　21番推進委員が欠席ですので、代わってご報告します。

12ページの42番、43番、13ページの44番、45番、46番、15ページの54番、55番、16ページの56番、59番、以上のところを確認したところ、間違いないということでした。よろしくお願いします。

村山議長　次に、25番推進委員は、欠席でございますので、７番農業委員、お願いいたします。

７番　　12ページの40番です。21日に両者に確認したところ、間違いなかったそうです。よろしくお願いします。

村山議長　次に、26番推進委員、お願いいたします。

（推）２６番　12ページ、41番、14ページ、51番、18ページ、66番、両者電話で確認いたしました。記載のとおり間違いありませんでした。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、31番推進委員、確認報告お願いします。

（推）３１番　16ページの58番、次のページの61番です。それは両者に確認してまいり

ました。記載のとおり間違いありませんでした。

　そして、61番につきましては、売買ということになっております。よろしくお願いします。

村山議長　では、次に33番推進委員、確認報告お願いします。

（推）３３番　14ページの50番、15ページの52番、24日に確認してきました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、一括方式になりますが、一括方式のところで、では18番推進委員と21番推進委員が欠席でございますので、18番農業委員、お願いいたします。

１８番　　２番のほうは18番推進委員さん本人の案件ですので、確認したところ、間違いないということでした。

　４番は、21番推進委員に確認したところ、間違いないということでした。よろしくお願いします。

村山議長　次に、24番推進委員、お願いいたします。

（推）２４番　22日と25日に面談で確認したところ、間違いないということですので、よろしくお願いします。

村山議長　ただいま新規設定につきまして各委員から確認報告いただきましたが、皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

　（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、特に意見がなければ、この計画に基づいて利用権の設定について公告したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

　（異議なし）

村山議長　異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

　それでは、以上をもちまして議案について全て終了いたしましたので、第９回総会を終了いたします。